

高萩・北茨城広域事務組合公平委員会設置条例

令和元年10月1日

条例第4号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定により、高萩・北茨城広域事務組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。